

総務－１ 宝くじの発売について

3月に発売を予定している宝くじについてお知らせします。
冬から春へと移り変わる3月には、1等・前後賞合わせて8,000万円の「冬のビッグチャンスくじ」や、1等・前後賞合わせて5,000万円の「春きらきらくじ」等が発売されます。
宝くじとともに、季節の変わり目を感じてみませんか？
宝くじの売り上げの約4割は、北海道の貴重な財源として、交通安全や森林づくりなど道民の皆様生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。
宝くじは、北海道内で購入しましょう。

<3月の発売予定>

○ジャンボ宝くじ等

- ・冬のビッグチャンスくじ
1等・前後賞合わせて8,000万円
発売期間：2月21日～3月6日 抽せん日：3月8日 単価：200円
- ・春きらきらくじ
1等・前後賞合わせて5,000万円
発売期間：3月14日～3月31日 抽せん日：4月3日 単価：200円
- ・100円くじ
1等 1,000万円
発売期間：3月7日～3月20日 抽せん日：3月23日 単価：100円

○スクラッチ

- ・ドラゴンボールスクラッチ 孫悟空3 炸裂！界王拳！
1等 3,000万円
発売期間：3月1日～3月31日 単価：300円
- ・ドラゴンボールスクラッチ 魔人ブウ タテ・ヨコ・ナナメ
1等 100万円
発売期間：3月1日～3月31日 単価：200円
- ・ドラゴンボールスクラッチ セル ラッキー3
1等 50万円
発売期間：2月28日～3月13日 単価：200円
- ・ドラゴンボールスクラッチ ゴテンクス トライアングルチャンス
1等 10万円
発売期間：3月14日～3月31日 単価：200円

○数字選択式宝くじ

ビンゴ5	毎週水曜日抽せん
ロト7	毎週金曜日抽せん
ロト6	毎週月・木曜日抽せん
ミニロト	毎週火曜日抽せん
ナンバーズ3	毎週月～金曜日抽せん
ナンバーズ4	毎週月～金曜日抽せん

【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index.htm>
総務部財政局財政課財政企画グループ
電話 011-204-5032（ダイヤルイン）

総務－２ 除雪中の事故防止について

今冬も屋根からの雪下ろし作業中の転落など、除雪中の死傷事故が多数発生しています。事故を未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

- 屋根の雪下ろしをする時は、
 - ・複数人で行う
 - ・滑り止めや命綱をつける
 - ・屋根の下の通行人や子供に注意

- 除雪機を使用する時は、
 - ・機械に巻き込まれにくい服装にする
 - ・機械トラブル時にはエンジン停止
 - ・通行人や子供に注意

- その他の注意することは、
 - ・屋根の雪やつららの落下
 - ・体調が悪い時の除雪は控える
 - ・暴風雪警報や大雪警報が発表されたら外出を控える

【問い合わせ】

道庁総務部危機対策局危機対策課
(Tel011-204-5008)

総務－３ 「まさかは必ずやってくる」暴風雪等による被害防止について

急速に発達した低気圧の影響で、道東を中心に9名の尊い命が失われた暴風雪災害からこの3月で5年を迎えました。
「まさかは必ずやってくる」。
猛ふぶきによる吹きだまりや視界不良による被害を防ぐために、道民の皆さん一人ひとりが暴風雪等の雪の災害に対する意識を高め、いざというときに「まさか」と思うことがないよう、次のことを心がけましょう。

- 暴風雪等による被害に遭わないために
暴風雪による被害は晴天から吹雪へと天気が急変した時に特に多く発生しています。
 - ・最新の気象情報・道路情報を十分確認し、暴風雪が予想されている時は無理をせずに外出を避けましょう。
 - ・運転中の立ち往生を想定し、車には毛布とスコップ、けん引ロープを準備しましょう。
 - ・暴風による看板等の落下や飛来物に十分注意しましょう。
- もしも暴風雪に遭遇してしまったら
 - ・視界不良のまま運転を続けるのは大変危険です。近くのコンビニエンスストアなど建物の中へ避難しましょう。
 - ・車が立ち往生したときは、ハザードランプを点灯し後続車からの追突に注意しましょう。
 - ・車内で救助を待つときは、エンジンを停止し、毛布などで体温低下を防ぎましょう。やむを得ずエンジンをかける時は、排気口が雪で埋まらないようこまめに除雪しましょう。

道庁危機対策課では、暴風雪災害による被害の防止・軽減を図るため、啓発用リーフレット「冬のまさか～暴風雪～への備え」を作成しました。ホームページで公開中です。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/snow_p.htm

【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ
電話 011-204-5008（ダイヤルイン）

総務－４ 冬山登山での遭難防止について

冬山の気象状況は絶えず変化し、穏やかな状況から一変して、突然の猛吹雪になり、視界不良となることがあります。また、雪面の状態も新雪になったり、アイスバーンになったりと変化が激しく、なだれや滑落の危険性が高まります。

登山やスキー・スノーボードで冬山に入る方は、備えを万全にし、気象情報に十分留意して無理な行動を控え、遭難事故を起こさぬよう注意しましょう。

登山者の皆様、登山届の提出を忘れていませんか？「登山届の提出が面倒」・「日頃よく登っている山だから大丈夫」・「遭難するはずがない」等の理由で登山届を提出しない方がおります。

登山届は、登山で道に迷ったり、怪我をするなどして行動不能となった場合、あなたの情報を迅速に収集し、救助活動に役立てるための手段として大変重要なものです。

■ 登山届とは？

- ①登山者の氏名・年齢・連絡先・予定登山ルート・装備等を記入し提出します。
- ②登山届を作成することにより登山計画を見直すことができるため、遭難防止の第一歩となります。

■ どうやって作成・提出するの？

北海道警察ホームページで作成・提出、様式の印刷ができるほか、印刷した用紙に必要事項を記載の上、近くの交番・駐在所、警察署等へ郵送、FAX等で提出することが出来ます。

<北海道警察ホームページ（安全登山情報）>

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html>

【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ
電話 011-204-5008（ダイヤルイン）

総務－５ 自動車税の住所変更を忘れずに

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方（運輸支局に登録されている方）に納めていただく道税です。

引っ越しで住所が変わった場合などは、次の手順を忘れずに行ってください。

■ 住所が変わった場合

札幌道税事務所自動車税部に住所変更の届出をしてください。

住所変更の届出は、インターネットを利用して道税ホームページや携帯版サイトからも行うことができます。

届出をしないと、納税通知書が届かない場合があります。

■ 届出先

取 扱 庁 名	所 在 地	電話番号
札幌道税事務所 自動車税部	札幌市北区北22条西2丁目	(011) 746-1197

道税ホームページ（自動車税の住所変更）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

■ 自動車を買った場合

運輸支局で移転登録をしてください。

平成30年3月30日(金)までに移転登録をしないと、自動車の売り主の方に平成30年度の納税通知書が送られてしまいます。

■ 自動車を使用しなくなったとき

運輸支局で抹消登録をしてください。

平成30年3月30日(金)までに抹消登録をしないと、平成30年度の自動車税が課税されます。

【問い合わせ先】

総務部財政局税務課 納税推進グループ

電話 011-204-5061（ダイヤルイン）

総務－6 全道中学生の税をテーマとしたポスター展のお知らせ

広く私たちの暮らしの中で生かされている「税」に対する関心を持ち、理解を深めていただくため、全道の中学生から募集した「税をテーマとしたポスター」の第32回入賞作品を展示します。

- 日 時
平成30年3月22日（木） 9：00から
平成30年3月23日（金） 15：00まで
- 場 所
北海道庁本庁舎1階ロビー（道政広報コーナー）
- 展 示
「第32回全道中学生の税をテーマとしたポスター募集」に応募のあった作品のうち、北海道知事賞と北海道教育委員会教育長賞の入賞作品60点

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/posterten.htm>

【問い合わせ先】

総務部財政局税務課 税制企画グループ
電話 011-204-5060（ダイヤルイン）

総務－７ 自動車取得税の申告と納税は登録の日に

自動車取得税は、自動車を取得した方に納めていただく道税です。

■ 申告と納税

自動車の新規登録、移転登録などをするとともに、札幌道税事務所に申告し北海道税収入証紙により納めます。この申告と納付を他の人（自動車販売業者など）に依頼したときは、必ず申告書の控えを受け取り、申告内容と納付を確認してください。

※ 北海道税収入証紙は、自販連（一般社団法人日本自動車販売協会連合会）において、販売しています。

なお、申告・納付については、インターネットを利用して「自動車税保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」からでもできます。

OSSの詳細についてはOSSホームページをご覧ください。

自動車税保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>

■ 申告場所

登録番号	名称	所在地	電話番号
札幌ナンバー	自販連札幌支部	札幌市東区北28条東1丁目2-3 札幌自動車会館	(011) 753-5162
函館ナンバー	自販連函館支部	函館市西桔梗町555-37 函館自動車会館	(0138) 49-6106
室蘭ナンバー	自販連札幌支部室蘭事務所	室蘭市日の出町3丁目4-10	(0143) 45-5511
帯広ナンバー	自販連帯広支部	帯広市西19条北1丁目3-19 帯広自動車販売店協会会館	(0155) 33-2238
釧路ナンバー	自販連釧路支部	釧路市鳥取大通6丁目1-1 釧根自動車会館	(0154) 51-2232
北見ナンバー	自販連北見支部	北見市東三輪5丁目5-13	(0157) 24-8321
旭川ナンバー	自販連旭川支部	旭川市春光町10	(0166) 51-5353

※ ご不明な点については、次の取扱庁へお問い合わせください。

■ 取扱庁

取扱庁名	所在地	電話番号
札幌道税事務所 自動車税部	札幌市北区北22条西2丁目	(011) 746-1195

自動車取得税の詳細については道税ホームページをご覧ください。

道税ホームページ（自動車取得税）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/car_syutoku01.htm

【問い合わせ先】

総務部財政局税務課 納税推進グループ

電話 011-204-5061（ダイヤルイン）

総務－8 消防団への入団について

あなたの大切なまちを守る～消防団に入りませんか！

消防団は、市町村の消防機関で、会社員や自営業者、主婦、大学生など、18歳以上の方なら性別・職業を問わず入団できます。

消防団では、日ごろは放水訓練や地域の防災意識を高める啓発活動などを行い、災害時には、消火活動や避難誘導などを行っています。女性団員も応急手当の普及などで活躍しています。興味のある方は、お近くの消防本部・消防署へお問い合わせください

【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課消防グループ
電話 011-204-5009 (ダイヤルイン)

総務一〇 個人住民税の特別徴収の徹底について

北海道と道内市町村は、個人住民税の特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

まだ特別徴収を行っていない事業主の皆様には、この制度をご理解の上、市町村への手続等を行っていただきますようお願いします。

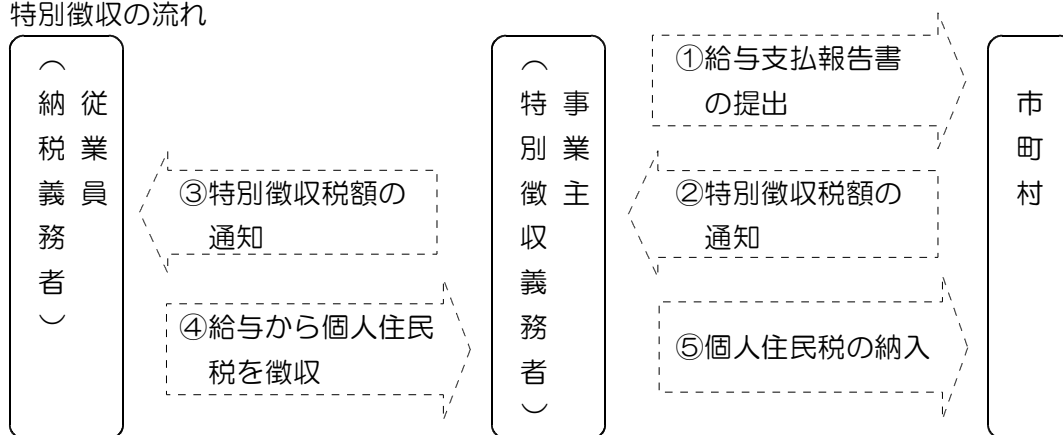
○ 個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋道民税）を徴収（天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で規定されている義務です。

この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

○ 特別徴収の流れ



- ① 毎年1月末までに、事業主が、従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ② 毎年5月末までに、市町村が、事業主に特別徴収の税額を通知します。
- ③ 毎年5月末までに、市町村が、事業主を経由して従業員に特別徴収の税額を通知します。
- ④ 6月以降の給料日毎に、事業主が、従業員の給与から個人住民税を徴収します。
- ⑤ 徴収した翌月10日までに、事業主が、徴収した個人住民税を市町村に納入します。

○ 道では、個人住民税の特別徴収に関する道内各市町村提出用の様式を、ダウンロードしてお使いいただけるページを作成しています。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/tokubetuchoushuu_downloadsite.htm

特別徴収手続等の詳細については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

- 北海道と道内全市町村は、個人住民税特別徴収推進宣言を次のとおり採択し、特別徴収の更なる推進を図ることとしています。

北海道と道内全市町村による 個人住民税の特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

北海道と道内179市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。

平成29年10月30日

北海道及び道内全市町村（179市町村）

【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

総務部財政局税務課納税推進グループ

電話 011-204-5061（ダイヤルイン）